

令和 6 年 度

健全化判断比率
及び資金不足比率
審査意見書

十和田市監査委員

十市監委第 53 号
令和 7 年 8 月 7 日

十和田市長 櫻 田 百合子 様

十和田市監査委員 森 田 幸 夫

十和田市監査委員 岩 間 貴

令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

目 次

令和 6 年度健全化判断比率審査意見書	1
令和 6 年度十和田市水道事業会計 資金不足比率審査意見書	3
令和 6 年度十和田市下水道事業会計 資金不足比率審査意見書	4
令和 6 年度十和田市病院事業会計 資金不足比率審査意見書	5
令和 6 年度十和田市温泉事業特別会計 資金不足比率審査意見書	6

令和 6 年度健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

令和 7 年 7 月 1 6 日から令和 7 年 8 月 7 日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数の正確性を検証し、適正であるかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	健全化判断比率		早期健全化基準	
	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
実 質 赤 字 比 率	—	—	12.55 %	12.57 %
連結実質赤字比率	—	—	17.55 %	17.57 %
実 質 公 債 費 比 率	12.3 %	10.5 %	25.0 %	25.0 %
将 来 負 担 比 率	26.2 %	32.2 %	350.0 %	350.0 %

備考 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の欄の「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表している。

(2) 審査の意見

① 実質赤字比率について

令和6年度における実質収支額は黒字となっており、財政運営は良好な状況であると認められる。

今後も早期健全化基準を上回らないよう財政運営を行っていただきたい。

② 連結実質赤字比率について

令和6年度における連結実質収支額は黒字となっており、財政運営は良好な状況であると認められる。

今後も早期健全化基準を上回らないよう財政運営を行っていただきたい。

③ 実質公債費比率について

令和6年度における実質公債費比率は、前年度より1.8ポイント上昇して12.3%となっているが、早期健全化基準の25.0%を下回っていることから、財政運営は良好な状況であると認められる。今後も早期健全化基準を上回らないよう財政運営を行っていただきたい。

④ 将来負担比率について

令和6年度における将来負担比率は、前年度より6.0ポイント低下して26.2%と、早期健全化基準の350.0%を下回っていることから、財政運営は良好な状況であると認められる。今後も将来負担を勘案した健全な財政運営に努められるよう望むものである。

令和6年度十和田市水道事業会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

令和7年7月16日から令和7年8月7日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0 %

備考 表中の「—」は、資金の不足額がないことを表している。

(2) 審査の意見

令和6年度の資金不足比率は、令和5年度と同様、実質収支額が黒字であるため発生していない。

令和6年度十和田市下水道事業会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

令和7年7月16日から令和7年8月7日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0 %

備考 表中の「—」は、資金の不足額がないことを表している。

(2) 審査の意見

令和6年度の資金不足比率は、令和5年度と同様、実質収支額が黒字であるため発生していない。

令和 6 年度十和田市病院事業会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

令和 7 年 7 月 1 6 日から令和 7 年 8 月 7 日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和 6 年度	令和 5 年度	経営健全化基準
資金不足比率	17.4 %	1.7 %	20.0 %

(2) 審査の意見

令和 6 年度の資金不足比率は、前年度より 15.7 ポイント上昇し、17.4%となっている。これは、経営健全化基準の 20.0%未満ではあるが、良好な経営状況とはいえない。資金不足解消に向け、収益の向上と経費削減を図り、より一層の経営健全化に努めていただきたい。

令和6年度十和田市温泉事業特別会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

令和7年7月16日から令和7年8月7日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0 %

備考 表中の「—」は、資金の不足額がないことを表している。

(2) 審査の意見

令和6年度の資金不足比率は、令和5年度と同様、実質収支額が黒字であるため発生していない。